		担当課	林業政策課	検索番号	5 - 10
法令名	森林組合法	根拠条項		61-2	
許認可等	森林組合の定款の変更の認可				

森林組合法(昭和53年5月1日 法律第36号)

(根拠規定)

第61条第2項

定款の変更は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(許認可等の基準)

森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について(平成29年4月10日付け29 林第13 号農林水産部長通知)

1 審査基準

- (10) 法第61条第2項の規定による森林組合の定款変更の認可に係る審査基準は、(11) に 準ずる。
- (11) 法第79条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準は、同条の認可の基準のとおりとする。なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。また、定款の審査に当たっては、当該森林組合の定款が「森林組合模範定款例」(昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知)に準拠しているかどうかを考慮するものとする。

法第78条第1項

発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立 の認可を申請しなければならない。

法第79条

行政庁は、前項第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる場合を除き、設立の 認可をしなければならない。

- 1 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の 処分に違反するとき。
- 2 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

(その他)